新 <sup>署受付</sup> 分 基準事業年 転売 ト 全 象							整理番	号				
転売上金額及び移転試験研究費の   ※ <sup>整理番号</sup>   額の計算方法の認定申請書												
			納	税	地	Ŧ		電話(	)	_	_	
	令和 年 月	日		(フリガナ)								
f			法	人 名	等							
			法	人 番	: 号			, [	1	1 1		
				(フリガナ	-)			, ,			,	
			代	表 者、	氏 名							
			代	表者	住 所	_						
	;	税務署長殿	事	業種	i							業
\ <del>+</del>	(フリガナ)						*	整理	番号			
連結子法人である場合に限り記載)	法人名等						税	部	門			
	本店又は主たる事務所の所在地	₸		(	局	署)	務		期			
建結子	(フリガナ)	電話(	)	) —			署					
子 法人でも	代表者氏名						処	業種	番号			
みる場合に限り	代表者住所	〒					理欄	整理	簿			
人 彰	事業種目					業		回付	先	□ 親暑 □ 子暑		子署 調査課
基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び移転試験研究費の額の計算方法について、												
□ 令和5年旧措置法施行令第27条の4第21項 □ 令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項 □ 令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項												
			記									
法 人 名 等												
分	割等	の 日					年	J	1	日		
	事業及び当該移転											
	研究並びに当該 試験研究とが関											
分割 承継 法 人 等 が 移転事業を行うために 資産												
当該分割等により移転する資産及び人員人員												人
分割承継法人等が移転事 業に係る試験研究を行う 資産												
ために当該分割等により 移転する資産及び人員 人 員												人
	を受けようとする											
(その	(その他参考となるべき事項)											
沃 付												

税 理 士 署 名 部 番 備 ※税務署 決 算 業種 整 理 通信 年 月 日 確認 門 号 考 処理欄 期 番号 簿 日付印

05.06改正

## 基準事業年度等の分割等による移転売上金額及び 移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。)又は分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。)の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第145号)による改正前の租税特別措置法施行令(以下「令和5年旧措置法施行令」といいます。)第27条の4第18項若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の租税特別措置法施行令(以下「令和2年旧措置法施行令」といいます。)第27条の4第14項に規定する基準事業年度又は令和2年旧措置法施行令第39条の39第13項に規定する基準連結事業年度等の売上金額(令和5年旧措置法施行令第27条の4第18項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第14項若しくは第39条の39第13項に規定する売上金額をいいます。以下同じです。)及び試験研究費の額(令和5年旧措置法施行令第27条の4第12項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第8項若しくは第39条の39第7項に規定する試験研究費の額をいいます。以下同じです。)の計算方法について、分割法人等(分割法人等が連結子法人である場合には、その連結親法人)が、令和5年旧措置法施行令第27条の4第21項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等(分割又は現物出資をいいます。以下同じです。)の日以後2月以内(令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあっては、その開始の日以後6月以内)に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「連結子法人」欄には、この申請の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の 「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」 を記載してください。
  - (2) 申請本文の

□ 令和5年旧措置法施行令第27条の4第21項 □	] 令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項
---------------------------	-------------------------

には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。

なお、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「□ 令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項」を「□ 令和2年旧措置法施行令第39条の39第16項」と読み替えてください。

- (3) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地(その分割承継法人等が 連結子法人である場合は、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してく ださい。
- (4) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業(分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。以下同じです。) 及びその移転事業に係る試験研究並びにその移転事業とその試験研究とが関連する理由を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

- (5) 「分割承継法人等が移転事業を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
- (6) 「分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が移転事業に係る試験研究を行うためにその分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
- (7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

- (8) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書、分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書 類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

○ 「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出

税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転売上金額(移転事業に係る売上金額をいいます。)及び移転試験研究費の額(移転事業に係る試験研究費の額をいいます。)に基づいて、令和5年旧措置法施行令第27条の4第21項又は令和2年旧措置法施行令第27条の4第17項若しくは第39条の39第16項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内(令和3年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあっては、その開始の日以後6月以内)に提出する必要があります。

なお、分割等で経過期間(※1)内に行われたものに係る旧令適用法人(※2)の全てが「基準事業年度等の分割等による売上金額及び試験研究費の額の区分に関する届出書」を提出した場合には、その分割等に係る旧令適用法人以外の法人はこの届出書を提出する必要はありません。

- ※1 経過期間とは、分割等に係る次のいずれか早い日からその分割等に係る次のいずれか遅い日の前日までの期間をいいます。
  - (1) 分割法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日(その分割法人等が租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割法人等の事業年度開始の日)
  - (2) 分割承継法人等の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日(その分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日以後最初に開始する事業年度終了の日に終了するその分割承継法人等の事業年度開始の日)
- ※2 旧令適用法人とは、経過期間内に行われた分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等のうち、その分割等の日が令和5年4月1日前に開始した事業年度の期間内であるもの(その分割法人等又は分割承継法人等が措置法第42条の4第8項第3号の通算法人である場合には、その分割等の日がその分割法人等又は分割承継法人等に係る通算親法人の令和5年4月1日前に開始した事業年度終了の日に終了するその分割法人等又は分割承継法人等の事業年度の期間内であるもの)をいいます。